

公 示

農水産物機能性活用推進事業の公募について

「農水産物機能性活用推進事業」を平成 21 年度から実施することとしており、本事業に参加する者（事業実施主体）を公募しますので、希望される方は、下記に従いご応募ください。

なお、この公募は、平成 21 年度予算より実施する事業に係るものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に行っているものです。このため、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

記

1 事業の趣旨

近年、農水産物の機能性に着目した食品の開発・販売が活発化していますが、中でも国産原料を使用した付加価値のある食品へのニーズが高まっていることから、地域の食品企業による地域農水産物の機能性に着目した食品（以下、「機能性食品」とする。）の開発・育成への取り組みが求められています。しかしながら、地域の食品企業は、伝統的に地域の農水産物を加工利用することにより成立・発展し、地場の農水産業と深く結びついてきたものの、高い技術力や資本力を要する機能性食品の研究・開発・市場化に取り組むのは難しいのが現状です。このため、地域の食品企業による機能性食品の研究・開発・市場化の支援のきっかけ作りを行うことにより、地域の食品企業の振興と地域農水産業の進展につなげてゆくこととします。

2 事業の概要

- (1) 全国の中から機能性に特化したモデル的な農水産物を選択し、学識経験者、試験研究機関、食品企業及び消費者団体等幅広い分野からなる委員会を設置し、地域農水産物についてその機能性成分とその活用、食品加工に利用する上での注意点等の整理・検討を行います。
- (2) 全国の中から機能性に特化したモデル的な農水産物を選択し、当該農水産物に含まれる機能性成分を活用した新商品の試作を行います。
- (3) (2)で試作した新商品の市場性評価を行います。

3 応募資格及び応募方法

下記の公募要領等をご参照ください。

- ・平成 21 年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領（以下、公募要領という）

<参考>

- ・(改正予定) 食品産業競争力強化対策事業実施要領
- ・(改正予定) 食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱
- ・(改正予定) 食農連携促進事業の運用について

4 応募期間

平成 21 年 2 月 5 日（木）～ 平成 21 年 3 月 6 日（金）17:00 までとします。

5 補助金等の交付候補者の選定方法

公募要領に基づき、提出された課題提案書等において審査を行い、補助金交付候補者として1者を選定する。

6 公募要領等を交付する日時及び場所

(1) 日時：平成21年2月5日（木）～平成21年3月6日（金）
10:00～12:00及び13:00～17:00（土日、祝祭日を除きます）

(2) 場所：「10 問い合わせ先」

なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。

7 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：平成21年3月6日（金）17:00 必着

(2) 提出先：「10 問い合わせ先」

(3) 提出部数：・課題提案書(別紙様式1-1から1-4)・・・正1部、副8部
・団体の概要が分かる資料・・・9部

8 課題提案会の開催

開催する場合には、応募者に対して事前に連絡します。

9 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

10 問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省総合食料局食品産業振興課食品第3班新食品係（北別館6階ドア
No.北610）

電話：03-3502-8111（内線：4153）

FAX：03-3502-0614

以上公示する。

平成21年2月5日

農林水産省総合食料局長
町 田 勝 弘